

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和7年3月12日

収支等命令者

佐賀県立唐津東高等学校長 清水 耕三

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 令和7年度唐津東高等学校野球場芝管理業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 別紙「野球場芝管理業務委託仕様書」による |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日 |
| (4) 履行場所 | 佐賀県唐津市鏡新開1番地 佐賀県立唐津東高等学校野球場 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (4) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (5) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者）であること。
- (6) 過去2年の間に、国又は地方公共団体との間において当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、履行した実績があること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加資格確認申請書」、「営業概要書」、「同種かつ同規模業務の履行実績調書」を令和7年3月21日（金）16時までに下記の担当に持参又は郵送（同日必着）してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当

郵便番号 847-0028 佐賀県唐津市鏡新開1番地

佐賀県立唐津東高等学校 事務室

電話 0955-77-1984

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を決定します。

入札参加資格の確認結果は、令和7年3月24日（月）までに通知します。

5 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

3の担当に同じ。

(2) 入札説明書の交付方法

令和7年3月12日（水）から同月27日（木）までの期間佐賀県のホームページに掲載する。

(3) 入札説明会

実施しません。

(4) 入札日時及び場所等

ア 日時 令和7年3月27日（木）14時

イ 場所 佐賀県唐津市鏡新開1番地
佐賀県立唐津東高等学校応接室

ウ 入札方法 イの場所に入札者が直接持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和7年3月27日（木）14時までに必着とする。

また、封筒に「野球場芝管理業務委託入札書在中」と表書きすること。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし開封は行わない。

直接持参の場合、入札書は本人又は代理人が持参すること。

ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出すること。

- エ 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に前記3の担当に確認すること。

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行ないます。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第3号の規定により免除します。

②契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、競争入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額の合計額（消費税及び地方消費税を除いた額）を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行なった入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行なった者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行なうことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- イ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度の入札に参加することはできない。

(7) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は速やかに入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではありません。

(8) 詳細は、入札説明書を参照してください。

(9) この公告に掲げる入札及び契約は、当該業務に係る令和7年度予算が成立しない場合は行わないものとする。この場合は、佐賀県のホームページにより公告する。